



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 規則

*11 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）

○ 教育委員会規則

*2 和歌山県教育委員会の事務局等の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

*3 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

*4 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

*5 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

*6 市町村立学校職員の修学部分休業に関する規則

*7 市町村立学校職員の高齢者部分休業に関する規則

○ 公安委員会規則

*8 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○ 告示

*380 平成20年和歌山県告示第361号（保健所使用料の決定）の一部改正（医務課）

○ 教育委員会告示

1 公印の新調

○ 訓令

*4 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令（人事課）

*5 保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令（医務課）

○ 監査公表

監査公表第15号

監査公表第16号

監査公表第17号

規 則

和歌山県規則第11号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年和歌山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）別表第1第4項の規定により加入申込者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

第3条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）

が定める様式による申込者（被保険者）告知書

(3) 機構が定める様式による心身障害者の障害の種類及び程度を証明する障害証明書

第5条第1項第1号ア中「所定の死亡証明書（別記第9号様式）又は死体検案書（別記第9号様式）」を「機構が定める様式による死亡証明書（死体検案書）」に改め、同号エ中「別記第9号様式の2」を「別記第9号様式」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 機構が定める様式による障害診断書

第8条の2第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第4項の規定により加入者及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報を利用できるときは、次に掲げる書類を添付することを要しない。

第10条第2項及び第3項に次のただし書を加える。

ただし、知事が和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1第4項の規定により年金受給権者に係る本人確認情報を利用できるときは、当該住民票の写しを添付することを要しない。

別記第1号様式中「1 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し」を「1 加入等申込者及びその有する加入等申込者及

扶養する心身障害者の住民票の写し（県内に住民票及びその扶養する心身障害者に係るものは除く。）」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式 削除

別記第7号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

- 1 この加入証書は、大切に保管してください。この加入証書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、新しい加入証書を渡しますから申請してください。
- 2 掛金は、毎月20日までに必ず納入してください。もし、掛金を2か月分滞納しますと、その翌月から加入者としての地位を喪失しますから御承知ください。
なお、その場合でも地位を喪失するまでの掛金2か月分は、支払の義務が残ります。
- 3 加入者が死亡したり、身体に著しい障害を有することとなったときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。
- 4 加入者が、この制度の加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡又は身体に著しい障害を有することが、加入者や心身障害者の故意又は重大な過失によるものである場合は、年金又は弔慰金が支給されないこともありますので御承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に死亡したときは、加入者及びその遺族に所定の弔慰金を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の弔慰金からその金額を差し引いた残額を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したいときは、所定の様式により速やかにお届けください。掛金は、脱退の申出があった月まで支払いいただきます。なお、脱退した場合（掛金の2か月分滞納による地位喪失の場合も含む。）は、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の脱退一時金からその金額を控除した残額を支給します。
- 7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になってから最初に到来する加入月の応当月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金や年金の額について、条例の改正があったときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、所定の様式により速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定したり、変更したとき。
 - (4) 共済制度から脱退したいとき。
 - (5) 掛金が納められなくなったとき。
- 10 その他この制度についてお尋ねのときは、最寄りの市町村役場又は県障害福祉課にお問い合わせください。

別記第7号様式の2（裏面）を次のように改める。

（裏面）

- 1 この証書は、加入証書と一緒に大切に保管してください。この証書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、新しい証書を渡しますから申請してください。
- 2 掛金は、毎月20日までに必ず納入してください。もし、掛金を2か月分滞納しますと、その翌月から加入者としての地位を喪失しますから御承知ください。
なお、その場合でも地位を喪失するまでの掛金2か月分は、支払の義務が残ります。
- 3 加入者が死亡したり、身体に著しい障害を有することとなったときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金（加算額）を支給します。
- 4 加入者が、この制度の加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは身体に著しい障害を有することが、加入者や心身障害者の故意又は重大な過失によるものである場合は、年金又は弔慰金が支給されないこともありますので御承知ください。
- 5 心身障害者が加入者より早く、又は同時に死亡したときは、加入者及びその遺族に所定の弔慰金（加算額）を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の弔慰金からその金額を差し引いた残額を支給します。
- 6 加入者がこの制度から脱退したいときは、所定の様式により速やかにお届けください。掛金は、脱退の申出があった月まで支払いいただきます。
なお、脱退した場合（掛金の2か月分滞納による地位喪失の場合を含む。）は、加入者に対して所定の脱退一時金を支給します。ただし、未納の掛金がある場合は、所定の脱退一時金からその金額を控除した残額を支給します。
- 7 加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ、65歳になってから最初に到来する加入月の応当月以後は、掛金を納める必要はありません。
- 8 掛金や年金の額について、条例の改正があったときは、改正後の条例の規定を適用するものとします。
- 9 次の場合には、所定の様式により速やかにお届けください。
 - (1) 加入者、心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。
 - (3) 年金管理者を指定したり、変更したとき。
 - (4) 共済制度から脱退したいとき。
 - (5) 掛金が納められなくなったとき。
- 10 その他この制度についてお尋ねのときは、最寄りの市町村役場又は県障害福祉課にお問い合わせください。

別記第9号様式を削り、別記第9号様式の2を別記第9号様式とする。
別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式 削除
別記第12号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

- 1 この証書は、大切に保管してください。この証書を破損し、汚損し、又は紛失したときは、新しい証書を渡しますから、年金証書再交付申請書を知事に提出してください。
- 2 年金は、年金受給権者の死亡の日の属する月まで毎月支払います。
- 3 年金管理者が指定されている場合には、年金管理者に年金の支払をします。
- 4 年金受給権者又は年金管理者は、毎年5月末日までに年金受給者現況届書を知事に提出しなければなりません。この届書の提出を怠ると、年金の支払を差し止められます。
- 5 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支払をいたしません。
 - (1) 所在が1月以上不明のとき。
 - (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。
 - (3) 日本国内に住所を有しないとき。
- 6 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用しなければなりません。年金管理者がこれに違反したときは、知事は、年金管理者を変更することができます。
- 7 偽りその他不正の手段で年金の支払を受けていたときは、既に支払われた年金の全部又は一部を返還していただきます。
- 8 年金受給権者又は年金管理者の氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届等にこの証書を添えて知事に提出してください。
- 9 年金管理者（年金管理者がないときは、遺族の方）は、年金受給権者が死亡したときは、死亡届書にこの証書を添えて知事に提出してください。

別記第19号様式の2中 「2 加入者及び心身障害者の住民票の写し（ただし、加入者及び心身障害者の氏名が知事に届け出ている

票の写し（ただし、加入者及び心身障害者の氏名と異なる場合は戸籍の抄本）を 「2 加入者及び心身障害者の氏名が知事に届出ている住民票の写し（加入者及び心身障害者の氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）。ただし、県を有する加入者及び心身障害者に係るものは除く。」 に改める。

別記第22号様式中 「年金受給権者の住民票の写し。の抄本

ただし、年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と

異なる場合は除籍を 「年金受給権者の住民票の写し（ただし、県内に住民票を有する

（年金受給権者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる年金受給権者に係るものは除く。

場合は除籍の抄本）。」 に改める。

別記第25号様式を次のように改める。

別記第 25 号様式(第 10 条関係)

年金証書 番 号	
-------------	--

年 金 受 給 権 者 現 況 届 書

年 金 受 給 権 者	氏 名	男 女	生年月日	大 昭 平	年 月 日	
	住 所					
	年金 管 理 者 の 有 無	1 有 (1) 父 (2) 母 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹 (5) その他の親族 (6) その他() 2 無				
和歌山県心身障害者扶養共済制度条例第 17 条の規定により、上記のとおり届け出ます。 年 月 日 <div style="text-align: center;"> (年金受給権者 又は年金管理者 氏 名) </div> <div style="text-align: right;">  </div> 和歌山県知事 様						

添付書類 住民票の写し (障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)。ただし、県内に住民票を有する年金受給権者に係るものは、除く。

- 記載上の注意
- 1 「年金管理者の有無」の欄は、年金受給権者、年金管理者が記入しがたい場合は、市町村で記入して差し支えありません。
 - 2 記名押印に代えて署名することができます。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の和歌山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に基づき作成された用紙は、当分の間、使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県教育委員会の事務局等の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県教育委員会の事務局等の現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会の事務局等の現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給与の基準については」を「前条に定めるもののほか、給与の基準については」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（結核性疾患に係る退職者の給与）

第2条 和歌山県教育委員会の所管に属する学校の単純な業務に雇用される職員が結核性疾患にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときの給与の支給に関しては、教育職員の給与等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）に規定する職員であって教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定の適用を受けるものの例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（条例第8条の教育委員会規則で定める時間）

第3条 条例第8条の教育委員会規則で定める時間は、次の

各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる時間とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号、第6条第1項及び第9条の2第4項において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

(4) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）第1号の規定による時間に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

第5条の2第1号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条第3号を削る。

第5条の3第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、「短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤

務時間で除して得た数を」を削る。

第6条第1項中「休日（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日をいう。以下この項において同じ。）」を「祝日法による休日」に、「近い休日」を「近い祝日法による休日」に改める。

第9条の2第2項第1号中「40時間」を「38時間45分」に改め、同項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第4項中「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」を「祝日法による休日」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 平成21年3月29日から同年4月4日までの週についてのこの規則による改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則第9条の2第2項第2号の規定の適用については、同号中「38時間45分」とあるのは「39時間15分」とする。

和歌山県教育委員会規則第4号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の表田辺市の項を次のように改める。

田辺市	上山路小学校 中山路小学校 咲楽小学校 近野小学校 本宮小学校 三里小学校	1級
	馬我野小学校 龍神小学校 三川小学校 富里小学校	2級

別表第1小学校の表有田郡の項中「生石小学校」を削り、同表日高郡の項中「真妻小学校」及び「上洞小学校」を削り、同表西牟婁郡の項を次のように改める。

西牟婁郡	市鹿野小学校 安居小学校	1級
------	-----------------	----

別表第1中学校の表西牟婁郡の項を次のように改める。

西牟婁郡	三舞中学校	1級
------	-------	----

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第5号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第4号中「公益法人等への職員の派遣に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣に関する条例」に、「新たに職員給与条例給料表」を「新たに市町村立学校職員給与条例給料表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の修学部分休業に関する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の修学部分休業に関する規則

職員の修学部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第62号）第3条の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- 次号に掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間
- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第7号

市町村立学校職員の高齢者部分休業に関する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

市町村立学校職員の高齢者部分休業に関する規則

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）第3条の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（以下この号において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員前号の規定による時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号を削り、同条第2号中「げた又は運転を誤るおそれのあるスリッパ等の」を「げた、スリッパその他運

保健所使用料の表中

4 エックス線診断	(1) 直接撮影診断	1枚につき 同	1,450円 1,410円	4 エックス線診断
	ア 半切 イ 大角			
	(2) 間接撮影診断			

転操作に支障のある」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「（二輪のものを除く。）」を「又は原動機付自転車」に、「タイヤ・チェーン」を「スノータイヤ、スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーン」に改め、ただし書を削り、同号を同条第2号とし、同条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 自転車を運転するときは、携帯電話を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持して画像表示部を注視しないこと。

(6) 大きな音量でのカーオーディオ、ヘッドホン等の使用により、警音器の音、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等周囲の音が聞こえない状態で車両を運転しないこと。

第32条中「高速自動車国道等」を「、高速自動車国道及び一般国道42号湯浅御坊道路」に改める。

別記様式第9号（表面）及び別記様式第9号の2（表面）中

乗 用			貨 物			を	乗 用				貨	
大	普	軽	大	普	軽		大	中	普	軽	大	中
型	通		型	通		型	型	通		型	型	

物	普	軽	大型		普通		を	大型			中型		普通	
			一	二	一	二		一	二	一	二	一	二	
種	種		種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種	種
通														

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第380号

平成20年和歌山県告示第361号（保健所使用料の決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

5 ツベルクリン 反応検査 6 B・C・G 予防接種 7 微生物学的検査	ア 100ミリ型	同	1,230円	を	反応検査 6 B・C・G 予防接種 7 微生物学的検査
		1件につき	650円		
		1件につき	2,960円		
	(1) 顕微鏡検査	1件につき	200円		
	(2) 細菌培養同定検査				
	ア 消化管からの検体				
	(ア) 集団給食、食品関係及び水道関係施設の従事者又は20人以上の集団検査の場合	1菌種1件につき	890円		
(イ) その他の場合	同	1,040円			
	イ 口腔、気道又は呼吸器からの検体	同	1,040円		

(1) 直接撮影診断（半切）	1枚につき	1,460円	に、	10 生活習慣病検査等 11 尿・ふん便等検査	(1) 子宮頸がん検査等 (1) 尿中一般物質 (2) 沈下顕微鏡検査 (3) たん白定量 (4) 寄生虫検査 ア 直接塗沫法 イ セロファン (5) 潜血反応検査
(2) 直接撮影診断（大角）	同	1,420円			
	1件につき	1,010円			
	1件につき	3,220円			
(1) 顕微鏡検査	1件につき	200円			
(2) 細菌培養同定検査					
ア 消化管からの検体					
(ア) 集団給食、食品関係及び水道関係施設の従事者又は20人以上の集団検査の場合	1菌種1件につき	910円			
(イ) その他の場合	同	1,040円			
イ 口腔、気道又は呼吸器からの検体	同	1,040円			

診	1件につき	3,550円	を	10 尿・ふん便等検査	(1) 尿中一般物質定性・半定量検査 (2) 沈下顕微鏡検査 (3) たん白定量 (4) 寄生虫検査 ア 直接塗沫法 イ セロファン法 (5) 潜血反応検査
定性・半定量検査	1回につき	200円			
査	1件につき	200円			
	同	70円			
	同	160円			
法	同	160円			
	同	90円			

1回につき	200円
1件につき	200円
同	70円
同	160円
同	160円
同	90円

に改める。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第1号

和歌山県教育委員会公印規程（昭和45年和教委訓第4号）

第4条の規定に基づき、和歌山県教育委員会の印を次のとおり新調し、平成21年4月1日から使用を開始する。

平成21年3月27日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

公印の種類	大きさ方ミリメートル	印影	備考
和歌山県教育委員会印 (教員免許用)	27		教員免許用

訓 令

和歌山県訓令第4号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部
を次のように改正する。

別記第1号様式（その2）を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

うに定める。

平成21年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令

保健所歳入事務取扱規程（昭和51年和歌山県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

和歌山県訓令第5号

保健所

保健所歳入事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のよ

別記第3号様式（その1）中

2	1	01	半	切					
		02	大	角					
	03	1	0	0	ミ	リ	型		

を

2	1	01	半
		02	大

に、

5	01	子	宮	頸	が					
	6	01	尿	中	一	般	物	質	定	性
		02	沈	さ	顕	微				
03	た	ん	白							
7	01	寄	生	虫	検	査	・			
	02	寄	生	虫	検	査	・	セ		
	03	潜	血	反						

ん	検	診					
・	半	定	量	検	査		
鏡	検	査					
定	量						
直	接	塗	沫	法			
ロ	フ	ァ	ン	法			
応	検	査					

を

5	01	尿	中	一	般	物	質	定	性	・	半	定	量	検	査
	02	沈	さ	顕	微	鏡	検	査							
	03	た	ん	白	定	量									
6	01	寄	生	虫	検	査	・	直	接	塗	沫	法			
	02	寄	生	虫	検	査	・	セ	ロ	フ	ァ	ン	法		
	03	潜	血	反	応	検	査								

に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

同月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月27日

- 和歌山県監査委員 楠 本 隆
- 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
- 和歌山県監査委員 花 田 健 吉
- 和歌山県監査委員 原 日 出 夫

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成20年12月10日、平成21年1月20日及び

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県立なぎ看護学校	平成20年12月10日
和歌山県立串本高等学校	"
和歌山県立串本古座高等学校	"
和歌山県立古座高等学校	"
和歌山県新宮警察署	"
和歌山県環境衛生研究センター	平成21年1月20日
和歌山県消費生活センター	"
和歌山県男女共生社会推進センター	"
財団法人和歌山県文化財センター	"
学校法人智辯学園	"
和歌山県子ども・障害者相談センター	平成21年1月30日
和歌山県公営競技事務所	"
和歌山県工業技術センター	"
和歌山下津港湾事務所	"
財団法人わかやま産業振興財団	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

ア 和歌山県子ども・障害者相談センター

平成19年度末における児童福祉施設入所負担金の収入未済額は、消滅時効が完成した債権に係る不納欠損処分等を行った結果、約2,165万円となり、前年度に比し約650万円の減少となっている。

平成18年10月から、障害者自立支援法成立に伴い児童福祉法が改正されたことにより、利用者と利用施設とが契約を締結する制度が導入され、子ども・障害者相談センターにおける児童福祉施設入所負担金の調定額は減少しているが、依然として多額の未収金が残っている。

今後も、障害福祉課等と債権管理の方策について十分協議を進め、一層の効率的な債権管理に努めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図りたい。

イ 和歌山県公営競技事務所

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成19年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、返還額の増額を図るなど債権管理に努められたい。

ウ 和歌山下津港湾事務所

港湾施設使用料等の未収金については、平成19年度末で約3,411万円となり、前年度に比し約861万円増加している。

滞納者については、施設の使用停止、許可の取消し措置を講じる等、未収金の減少に一層努力されたい。

エ 財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未償還金については、平成19年度末で約2億4,580万円となり、前年度に比し約241万円減

少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、各企業の経営状況の把握に努め、債権管理に取り組みたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成21年2月17日及び同年2月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月27日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
財団法人和歌山県人権啓発センター	平成21年2月17日
御坊南海バス株式会社	"
和歌山県牛乳協会	"
財団法人和歌山県暴力団追放県民センター	平成21年2月27日
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第17号

平成20年10月30日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月27日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

1 総務部

(1) 監査実施年月日 平成20年8月22日

(2) 監査の結果

県税収入の確保については、県税徴収対策本部の設置や特別徴収チームによる困難事案の整理等、組織的な徴収対策に取り組みたい結果、平成19年度では、県

税収入率が97.0%と0.2ポイント上昇し、収入未済額（個人県民税を除く。）も前年度に比べ約1億8,855万円減少するなどの成果が出ている。今後も引き続き、一層の税収確保及び税負担の公平の確保を図るよう努められたい。

個人県民税の収入未済額については、約2億7,784万円増加（調定額は約126億円増加）しているため、徴税職員の派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施する等、今後も市町村と連携を深め収入の確保に努められたい。

（税務課）

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 県税徴収対策本部の設置

平成15年度より毎年度設置し、徴収目標を掲げ、その達成に向け進行管理を徹底している。

イ 納税推進員の配置

平成16年度から各県税事務所に配置、自動車税を中心に電話催告、文書催告などを実施している。

ウ 税収確保に向けた市町村との連携

市町村との税収確保に向けた研究会を開催し、収入率向上に向けたスキームや徴収活動のあり方を検討した。また、市町村との共同事業（合同公売、共同催告、滞納整理強化月間の設定、ショッピングセンターでの休日納税窓口開設等）を実施した。

エ インターネット公売の実施

平成18年度より実施しているインターネット公売は、本年度は4回実施し、90件、見積価額約2,500万円を出品した。全国各地から入札可能であるところから効果が大きく、今後も実施予定である。

オ 市町村への県の徴税吏員を派遣

個人県民税は、税源移譲により収入未済額が約2億8,000万円増加し、今後も未済額の増加が予測される。対策として市町村への派遣を充実させ（平成20年度7市町村）、市町村の滞納整理活動の強化を支援していく。

カ 地方税法第48条の規定に基づく個人県民税の直接徴収の実施

平成17年度から全県税事務所で実施中である。平成20年度は1億5,000万円余を引き受け、12月末現在で20.4%の徴収率（参考：平成19年度の個人県民税滞繰分収入率は、17.8%）である。

2 環境生活部

(1) 監査実施年月日 平成20年8月21日

(2) 監査の結果

橋本市の産業廃棄物不適正処理及び広川町の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、平成16年度から関係者に対して費用の請求を行っているところであるが、

平成19年度末における未収金の状況は、約11億2,143万円となっている。

早期の回収は困難と思われるが、今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理を行われたい。

（廃棄物対策課）

(3) 監査結果に基づき講じた措置

橋本市内の不適正処理に係る行政代執行費用については、求償の対象である法人は倒産状態、役員3名については無資力なため、少額での分納で対応してきた。平成20年6月に求償対象者のうち1名が病死したため、3か月間未納となっていたものの、平成20年9月から分納を再開させている。今後も納付が滞らないよう指導していく。

また、広川町内の不法投棄に係る行政代執行費用については、求償対象者3名のうち1名は死亡し、相続放棄がなされているが、1名から分納の申出があり、平成18年9月から分納を開始している。残り1名については所在不明であったが、所在の情報を入手の上、接見した結果、資力は乏しいものの、納付の意思を確認し、平成20年12月に納付を行わせた。今後も納付指導を行い、未収金の縮減に努めていく。

3 福祉保健部

(1) 監査実施年月日 平成20年8月22日

(2) 監査の結果

ア 生活保護費返還金の平成19年度決算における収入未済額は、約3,677万円であり、前年度と比べると約133万円の増加となっている。

未収金は、ここ数年毎年増加しており、今後、徴収金マニュアルに沿って、各振興局健康福祉部と緊密な連携を図りながら、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努められたい。

（福祉保健総務課）

イ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成19年度末現在約1,020万円であり、前年度に比べ、過年度分が約116万円減少し、徴収率も6.3ポイント上昇するなど、滞納整理の一定の効果は出ている。

しかし、未収金は、なお多額に上っており、今後も「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」に沿って、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管

理に努められたい。

また、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を図られたい。

（子ども未来課）

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成19年度決算における収入未済額は、約4,377万円であり、回収に向けた取組や不納欠損処分が行われた結果、前年度より約355万円減少するなど、滞納整理の一定の成果は出ている。

しかし、未償還金は、なお多額に上っており、今後とも償還指導マニュアルに沿って、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて、貸付時における償還指導の徹底を図られたい。

（子ども未来課）

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、分納する期限が終了した債権の発生等により昨年度より約220万円増加し、平成19年度末現在で約1,803万円となっている。

今後とも債権管理マニュアルに沿って、母子福祉指導員を中心に、本庁と振興局、市町村が連携し、徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、市町村における窓口指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるなどし、未償還金の発生を抑制されたい。

（子ども未来課）

オ 児童福祉施設入所負担金の平成19年度決算における収入未済額は、約1,798万円であり、不納欠損処分等が行われた結果、前年度に比べ約639万円減少しており、滞納整理の一定の効果は出ている。

しかし、未収金は、なお多額に上っており、今後とも「児童福祉施設入所負担金滞納整理マニュアル」に沿って、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

また、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を図られたい。

（障害福祉課）

カ 知的障害者福祉施設入所負担金については、収入未済額は、約293万円であり、前年に比べわずかに減少しているものの、なお多額の未収金が残っている状況

にある。

今後、「滞納整理マニュアル」を作成し、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

キ 特別障害者手当等返還金については、収入未済額は約264万円であり、前年に比べ約17万円減少しているものの、なお多額の未収金が残っている状況にある。

今後、「滞納整理マニュアル」を作成し、戸別訪問等徴収に向けた取組を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処分を行うなど、効率的な債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

（3）監査結果に基づき講じた措置

ア 生活保護費返還金の未収金については、その主な原因となっている保護費不正受給の防止のため、「和歌山県生活保護運営基本方針」において重点事項として位置づけ取り組んでいる。各振興局においても被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。

また、未納者に対しては、家庭訪問による償還指導を行うほか、一括返還が困難な場合には、世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還の指導を行うなど、ねばり強い指導に努めている。

（福祉保健総務課）

イ 児童福祉施設負担金については、子ども・障害者相談センター及び紀南児童相談所において、定期的に文書や電話等による催告、家庭訪問等を行うとともに、滞納者の生活状況の実態把握に努め、分納指導を行うなど、滞納者の実情に合わせた計画的な償還指導を実施している。

また、時効等により債権が消滅し、徴収できないものについては、不納欠損処分を行うなど適正な債権管理を行っている。

施設入所等に当たっては、扶養義務者等に対する費用負担義務の指導を徹底し、新たな未収金の発生防止に努めている。

（子ども未来課）

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話や文書による催告に加えて、振興局の母子自立支援員、母子福祉指導員等による夜間、休日等における自宅等を訪問した償還指導や、償還者の実態把握に努めながら必要に応じて分割償還等を行うなど

未償還金の回収に努めるとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、不納欠損処分を行うなど適正な債権管理に努めている。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて貸付時における償還指導の徹底を図っている。

（子ども未来課）

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対して定期的に文書や電話により催告を行うとともに、母子福祉指導員を中心に自宅訪問を実施するなど未収金の回収に努めている。

更に、振興局及び市町村と連携し、未納者の生活実態の把握に努め、返済に際しては、必要に応じて分割納付を行うなど、未納者の実情にあわせた回収を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、不納欠損処分を行うなど適正な債権管理に努めている。

また、返還金の発生を未然に防止するため、市町村窓口において、新規申請や現況届の際、支給要件や諸届出の励行などについて説明を行い、受給者の制度への理解を深めるよう、事務指導監査や研修会を通じて、市町村担当職員に依頼している。

（子ども未来課）

オ 児童福祉施設負担金の未収金については、児童相談所において早期回収と新たな未収金を防ぐべく、納入指導等について組織的な取組を実施している。

今年度においては、滞納者に対する電話や戸別訪問を実施し、平成20年11月末現在で、滞納者39件（新規の滞納者1件を含む。）の内、3件が完納となった。

今後も入所時の納入指導により未収金発生を未然に防ぐとともに、戸別訪問、納入指導等を徹底していく。

（障害福祉課）

カ 知的障害者福祉施設入所負担金については、滞納者3名のうち、収入未済額の約8割を占める滞納者の相続人について、平成17年12月に相続放棄が確定したことから、放棄された相続財産からの納入を、和歌山家庭裁判所田辺支部及び顧問弁護士と協議し手続を進めている。

その他2名の滞納者については、電話や戸別訪問を実施し、納入の督促を実施しているが、滞納者に資力がなく、計画的な返済ができない状況におかれているのが現状である。

引き続き、滞納者に対する電話や戸別訪問を実施するとともに、今後は「滞納整理マニュアル」を作成し、さらに納入指導等を徹底していく。

なお、平成15年度から支援費制度が導入され、当該負担金は直接施設に支払われることとなったので、今後、新たな未収金が生じることはない。

（障害福祉課）

キ 特別障害者手当等返還金については、各振興局健康福祉部において文書及び電話等による納入指導を行っているところであるが、今後は、「滞納整理マニュアル」を作成し、戸別訪問等の取組をさらに強化し、早期回収に努める。

また、手当受給者に対し、受給資格の喪失事由が生じた場合の届出義務を徹底させる等、過誤払いを未然に防止するよう町村への指導及び連携を強化していく。

（障害福祉課）

4 商工観光労働部

(1) 監査実施年月日 平成20年8月20日

(2) 監査の結果

中小企業振興資金貸付金については、競売や任意売却、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組まれているが、平成19年度末現在における収入未済額は約103億5,300万円と、依然として多額である。

今後も分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求等を実施し、債権管理に万全を期されたい。

（償還指導室）

(3) 監査結果に基づき講じた措置

現在分割納入中の延滞先については、経営状況の把握に努めるとともに、増額交渉に取り組んだ。

また、破綻組合については、組合施設の処分は完了したため、連帯保証人への徴求に取り組んだ。

5 農林水産部

(1) 監査実施年月日 平成20年8月21日

(2) 監査の結果

沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金について、過年度分は償還が進んでいるが、新規滞納者の発生等により、未償還金合計は、平成19年度末で約2,500万円であり、前年度に比べ約110万円減少している。

今後も貸付金の保全の委託先と連携を図りながら、計画的償還の指導に努めるとともに、新規滞納者の発生防止に努められたい。

（水産振興課）

(3) 監査結果に基づき講じた措置

延滞者や連帯保証人に対し、引き続き、文書や電話による督促を行うとともに、訪問等による償還指導を粘り強く実施している。

また、借受人の死亡、破産、行方不明などにより回収が困難になった案件については、契約弁護士との法律相談などを通じ債権確保に努めている。

新たな延滞の発生防止については、約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みの把握を行うとともに、延滞の発生が予想される場合、また、やむを得ず、新たに延滞が発生した場合には、漁協と連携しながら、個別面談等を速やかに実施し、事後の償還計画の指導を行うなど、延滞が長期化しないよう初期の段階での迅速な対応を行っている。

6 県土整備部

(1) 監査実施年月日 平成20年8月20日

(2) 監査の結果

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成19年度末で11人の約1,077万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金の解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実情に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

イ 県土整備部で管理している平成19年度末における廃道敷地の未処理件数は、14件となっている。

廃道敷地については、今後、払い下げや現道復帰・資材置き場等有効利用計画等を検討しているところであるが、これらのほか、早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

ウ 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成19年度末では、約265万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金の解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(河川課)

エ 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成19年度の調定額は、約15億円で、年度末の収入未済額は、約2億3,900万円と多額である。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置マニュアル」に基づき未収金の回収に努めているところであるが、職員も計画的に訪問するなどにより一層の組織的な取組が必要である。

また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も引き続き、各振興局及び住宅供給公社（委託分）への指導を強化し、債権管理に努められたい。

(住宅環境課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が所在不明になっているなど徴収の困難なものがほとんどであるが、各債務者の実態把握を引き続き行い、未収金解消に努めるとともに回収不可能な

未収金については、不納欠損処理を行い、厳正な債権管理に努めていく。

(技術調査課)

イ 廃道敷地の処分については、山間地に多いことや未登記問題、公図混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題もあるが、売払い、市町村への移管、現道復帰など案件ごとの処理方針を定め、引き続き早期処理に努めていく。

(道路保全課)

ウ 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が所在不明になっているなど徴収の困難なものがほとんどであるが、各債務者の実態把握を引き続き行い、未収金解消に努めるとともに回収不可能な未収金については、不納欠損処理を行い、厳正な債権管理に努めていく。

(河川課)

エ 公営住宅の未収金については、住宅供給公社、各振興局及び委託管理人と連携し縮減に努めている。職員を含め計画的に夜間訪問するなど、組織的な取組を強化し、徴収実績の向上を図るとともに、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導や催促を行い未収金の増加を防ぎ、長期滞納者に対しては訴訟等法的措置を実施するなど、なお一層の適正な債権管理に努めていく。

(住宅環境課)

7 教育委員会

(1) 監査実施年月日 平成20年8月21日

(2) 監査の結果

進学奨学金等の未収金は、平成19年度末で約6億1,746万円と、前年度に比べ約6,953万円増加している。

また、特別会計の修学奨励金の未収金についても、約537万円と前年度に比べ約318万円増加している。

未納者に対し鋭意償還指導に努めているところであるが、今後も一層未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い、未収金の減少に努められたい。

また、新規未償還金の発生防止に努められたい。

(生涯学習課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

進学奨学金等については、償還に対する理解や早期返還を促すため、関係市町や隣保館等の協力を得て地域単位で償還に関する個別相談会を開催するとともに、夜間及び休日を含めた家庭訪問を実施し、未納者の現状等により、分割納付の方法を採るなど計画的な償還や、償還免除についての指導をきめ細かく行った。

また、未納者に対して督促状・催告状を定期的に交付するとともに、関係市町に貸与台帳等を配付し、償還の相談等に対応できるようにした。

特別会計の修学奨励金については、未納者に対して督促状を定期的に交付するとともに、夜間及び休日を含めた電話や家庭訪問による償還指導を行った。

また、本年度返還開始者で未納となった者には、継続して未納とならないよう電話や家庭訪問による早期の償還指導を行い、新規未償還金の発生防止に努めた。

さらに、未収金問題を解決するため、関係各課で構成する会議を教育委員会重点施策プロジェクトの一つとして位置づけ、今後の対策等について検討を行っている。